平成２３年（フ）第２８１号
熊本市中原町949番地
債務者　島川　由夏
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８７号
熊本市島崎１丁目29番35号
債務者　小原　千明
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７号
長崎県南島原市有家町小川612番地
債務者　荒木　君代（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
静岡県熱海市泉231番地　大野屋旅館社員寮103
債務者　小川　惠史
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
静岡県沼津市五月町２番20号　柴田マンションＡ203、前住所静岡県沼津市足高558番地の２　エンゼルハイム足高406
債務者　三上　勉司
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
静岡県沼津市五月町２番20号　柴田マンションＡ203、前住所静岡県沼津市足高558番地の２　エンゼルハイム足高406
債務者　三上美枝子
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１７３号
愛知県一宮市今伊勢町宮後字郷東61番地１
債務者　澤田　英紀
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２４０号
愛知県稲沢市日下部松野町３丁目90番地
債務者　桑島　健也
1　決定年月日時　平成23年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１１７１号
大阪府吹田市岸部中１丁目４番５号
債務者　辻本　幸生
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７３８号
大阪市東住吉区杭全１丁目15番23―805号
債務者　上野　慎司
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７８３号
大阪府寝屋川市秦町20番13号
債務者　河村　　博
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７９５号
大阪市鶴見区茨田大宮４―23―22―1106、住民票上の住所大阪市西区本田２丁目８番14―803号
債務者　松永　政照
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８０４号
堺市南区竹城台２丁15番８号
債務者　向井　幸代
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８１４号
大阪市東淀川区東中島１丁目17番１―301号
債務者　矢野商会こと　矢野　知宏
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９４号
大阪府吹田市千里山松が丘２番205号
債務者　坂下　直樹
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４００４号
大阪府八尾市福栄町２丁目23番地　福山通運社宅110号
債務者　大迫絵里香（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５９号
大阪府寝屋川市石津南町16番27号、事業所所在地大阪府寝屋川市香里新町12―３　アートタウン内
債務者　ころやこと　西村　邦子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２０４号
大阪府高槻市寿町２丁目２番11号
債務者　北口　正明
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部